

大阪市告示第897号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館、臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条例第3条第4項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年6月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市中央体育館 第1体育場 第2体育場 柔道場 剣道場	令和7年7月22日（火）	午前9時から 午後9時まで

2 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市中央体育館 第1体育場 第2体育場 柔道場 剣道場 トレーニング場	令和7年7月14日（月）

3 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市中央体育館 第1体育場	令和7年7月1日（火）	午前7時30分から 午後9時まで
	令和7年7月4日（金）から 同月5日（土）まで	午前7時から 午後11時まで
	令和7年7月6日（日）	午前7時から 翌午前3時まで

	令和 7 年 7 月 10 日（木）	午前 7 時から 午後 9 時まで
	令和 7 年 7 月 11 日（金）から 同月 12 日（土）まで	午前 8 時 30 分から 午後 9 時まで
	令和 7 年 7 月 13 日（日）	午前 8 時から 午後 9 時まで
	令和 7 年 7 月 15 日（火）	午後 8 時 30 分から 午後 9 時まで
	令和 7 年 7 月 19 日（土）	午前 9 時から 午後 12 時まで
	令和 7 年 7 月 20 日（日）	午前 7 時から 午後 12 時まで
	令和 7 年 7 月 22 日（火）	午前 8 時 30 分から 午後 9 時まで
	令和 7 年 7 月 26 日（土）	午前 7 時から 翌午前 1 時まで
	令和 7 年 7 月 30 日（水）	午前 7 時から 午後 9 時まで
	令和 7 年 7 月 31 日（木）	午前 8 時から 午後 9 時まで
大阪市中央体育館 第 2 体育場	令和 7 年 7 月 2 日（水）から 同月 4 日（金）まで	午前 8 時 30 分から 午後 9 時まで
	令和 7 年 7 月 17 日（木）から 同月 19 日（土）まで	午前 8 時 30 分から 午後 9 時まで
	令和 7 年 7 月 22 日（火）	午前 8 時から 午後 9 時まで
	令和 7 年 7 月 23 日（水）から 同月 29 日（火）まで	午前 8 時 30 分から 午後 9 時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）